

## 第55回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2020年7月28日（火曜日） 午前10時

**開催場所** 静岡県静岡市駿河区南町18番1号

ホテルセンチュリー静岡5階 センチュリールーム

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

### 目 次

第55回定時株主総会招集ご通知…………… 1

#### 株主総会参考書類

議案及び参考事項…………… 5

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役14名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

#### 添付書類

事業報告…………… 14

計算書類…………… 35

連結計算書類…………… 38

会計監査人の監査報告書 謄本…………… 41

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本…………… 43

監査役会の監査報告書 謄本…………… 45

#### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場を見合わせていただき、書面・インターネット等による事前の議決権行使をされますようお願い申し上げます。

また、本年はご来場者へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



証券コード 2593  
2020年7月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区本町三丁目47番10号  
**株式会社 伊藤園**  
代表取締役社長 本 庄 大 介

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、安全を最優先とするため、株主総会当日のご出席はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年7月27日(月曜日)午後4時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市駿河区南町18番1号  
ホテルセンチュリー静岡5階 センチュリールーム  
(本株主総会の開催場所は、当初東京オリンピックが本年開催予定だった為、前回と異なります。ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

### 3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第55期(2019年5月1日から2020年4月30日まで)事業報告及び計算書類の報告の件
2. 第55期(2019年5月1日から2020年4月30日まで)連結計算書類の報告ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役14名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

## お願い

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日ご出席の株主様におかれましては、マスク着用のうえご来場ください。また、会場内でのアルコール消毒、検温の実施等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。マスクを着用いただけない場合や発熱等体調の不安がみられる場合は、ご入場をご遠慮いただきますので、ご了承ください。

○密集防止のため、座席間の間隔を広げることから、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない場合がございますので、ご了承ください。

○本年はご来場者へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## インターネットによる開示について

●次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 計算書類の個別注記表
2. 連結計算書類の連結注記表

会計監査人及び監査役が監査した計算書類、連結計算書類は、第55回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ホームページに掲載している個別注記表及び連結注記表となります。

●株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、または株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

[https://www.itoen.co.jp/finance\\_ir/library/](https://www.itoen.co.jp/finance_ir/library/)

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

**日時** 2020年7月28日(火曜日)午前10時

**場所** 静岡県静岡市駿河区南町18番1号

ホテルセンチュリー静岡5階 センチュリールーム

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

### 書面で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年7月27日(月曜日)午後4時30分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年7月27日(月曜日)午後4時30分まで

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

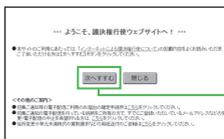
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

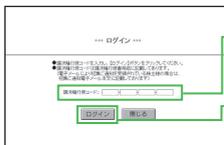
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、第1種優先株式に対する当期の期末配当につきましては、第1種優先株式の内容に基づき、1株当たり普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額（小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。）の金銭とさせていただきますのもであります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

普通株式配当総額 金1,763,778,260円

当社第1種優先株式1株につき金25円

第1種優先株式配当総額 金826,371,800円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当は、普通株式1株につき金40円、第1種優先株式1株につき金50円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年7月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 7,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

## 第2号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員12名は任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役2名を増員し、取締役14名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	ほん じょう はち ろう 本 庄 八 郎	代表取締役会長
2	再任	ほん じょう だい すけ 本 庄 大 介	代表取締役社長 執行役員
3	再任	ほん じょう しゅう すけ 本 庄 周 介	代表取締役副社長 執行役員 営業統括本部
4	再任	はし もと しゅん じ 橋 本 俊 治	取締役副会長 コンプライアンス、 生産本部、物流本部
5	再任	わた なべ みのる 渡 辺 実	取締役副社長 執行役員 管理本部、国際本部
6	再任	やしろ みつ お 社 三 雄	取締役 専務執行役員 マーケティング本部
7	再任	なか の よし ひさ 中 野 悦 久	取締役 専務執行役員 生産本部
8	再任	かみ や しげる 神 谷 茂	取締役 専務執行役員 広域流通営業本部、広域量販店営業本部
9	再任	ヨウスケジェイオーシャンブライトホンジョウ Yosuke Jay Oceanbright Honjo	取締役 アメリカ事業
10	新任	ひら た あつし 平 田 篤	専務執行役員 管理本部 内部統制
11	再任 社外 独立	た ぐち もり かず 田 口 守 一	社外取締役
12	再任 社外 独立	うす い ゆう いち 臼 井 祐 一	社外取締役
13	再任 社外 独立	た なか ゆたか 田 中 豊	社外取締役
14	新任 社外 独立	たか の ひで お 高 野 秀 夫	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
1	ほん じょう ほん ちろう 本 庄 八 郎 (1940年8月31日生)	1964年8月 日本ファミリーサービス株式会社設立 同社取締役 1966年8月 フロンティア製茶株式会社 (1969年5月に株式会社伊藤園に商号変更) 設立 同社取締役 1969年5月 当社常務取締役 1970年6月 当社専務取締役 1978年5月 当社取締役副社長 1987年4月 当社代表取締役副社長 1988年5月 当社代表取締役社長 2009年5月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) タリーズコーヒージャパン株式会社 取締役名誉会長 チヤス株式会社 代表取締役会長 ITO EN(North America) INC. Chairman of the Board ITO EN(Hawaii) LLC Chairman of the Board ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Chairman of the Board	普通株式 2,446,230株 第1種 優先株式 882,900株	なし
(取締役候補者とした理由等) 本庄八郎氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年経営を担ってきました。また、グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。今後もグループのガバナンス強化や業務執行に対する監督を適切に行い、持続的な企業価値向上を目指すに当たり適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。				
2	ほん じょう だい すけ 本 庄 大 介 (1963年10月7日生)	1987年4月 当社入社 1990年7月 当社取締役 1997年5月 当社常務取締役 2000年5月 当社専務取締役 2002年7月 当社代表取締役副社長 2009年5月 当社代表取締役社長 2019年5月 当社代表取締役社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) Distant Lands Trading Co. Chairman of the Board ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 1,156,960株 第1種 優先株式 216,870株	なし
(取締役候補者とした理由等) 本庄大介氏は、社長就任以来、豊富な経験と知見を活かし経営の指揮を執り続けています。世界のティーカンパニーとなるべく、持続的な発展・企業価値向上を目指し、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
3	ほん じょう しゅう すけ 本庄周介 (1967年9月27日生)	1994年4月 当社入社 2003年7月 当社取締役 2005年5月 当社常務取締役 2008年5月 当社専務取締役 2010年5月 当社取締役副社長 2014年8月 当社代表取締役副社長 2018年5月 当社営業統括本部長(現任) 2019年5月 当社代表取締役副社長執行役員(現任)  (重要な兼職の状況) ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 509,190株 第1種 優先株式 81,480株	なし
(取締役候補者とした理由等) 本庄周介氏は、長年にわたり営業部門を指揮し、取引先との関係強化に尽力しています。また、豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。				
4	はし もと しゅん じ 橋本俊治 (1948年10月15日生)	1970年1月 当社入社 1990年7月 当社取締役 1994年5月 当社常務取締役 1997年5月 当社専務取締役 2000年5月 当社取締役副社長 2012年5月 当社生産本部 担当(現任) 2017年5月 当社物流本部 担当(現任) 2018年5月 当社コンプライアンス 担当(現任) 2019年5月 当社取締役副会長(現任)  (重要な兼職の状況) 伊藤園産業株式会社 監査役 株式会社伊藤園関西茶業 監査役 チチヤス株式会社 監査役 ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 20,300株 第1種 優先株式 4,000株	なし
(取締役候補者とした理由等) 橋本俊治氏は、主として生産部門や物流部門を指揮し、仕入・研究開発・品質管理・物流分野における豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
5	わた なべ みのる 渡 辺 實 (1951年7月17日生)	1976年7月 当社入社 1996年7月 当社取締役 2001年5月 当社常務取締役 2003年5月 当社専務取締役 2008年5月 当社取締役副社長 2012年5月 当社管理本部 担当(現任) 2014年5月 当社国際本部 担当(現任) 2019年5月 当社取締役副社長執行役員(現任)  (重要な兼職の状況) ITO EN(North America) INC. Director Distant Lands Trading Co. Director ITO EN(Hawaii) LLC Director ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 20,200株 第1種 優先株式 16,000株	なし
(取締役候補者とした理由等) 渡辺實氏は、主として管理部門を指揮し、財務、人事総務、海外事業分野における豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
6	やしろ 社 みつ お 雄 (1954年10月4日生)	1978年4月 当社入社 1992年7月 当社取締役 2001年5月 当社常務取締役 2010年5月 当社専務取締役 2019年5月 当社マーケティング本部 担当(現任) 当社取締役専務執行役員(現任)  (重要な兼職の状況) チチヤス株式会社 取締役	普通株式 15,170株 第1種 優先株式 2,130株	なし
(取締役候補者とした理由等) 社三雄氏は、主としてマーケティング部門を指揮し、商品開発・研究開発分野における豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
7	なか の よし ひさ 中野悦久 (1966年6月27日生)	1989年3月 当社入社 2010年5月 当社人事総務本部長 2010年7月 当社取締役 2014年5月 当社常務取締役 2015年5月 当社広域流通営業本部長 2019年5月 当社取締役専務執行役員(現任) 当社生産本部長(現任)	普通株式 10,500株 第1種 優先株式 2,000株	なし
(取締役候補者とした理由等) 中野悦久氏は、これまで営業部門や人事総務部門を指揮し、現在は生産部門の指揮を執っており、豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
8	かみ や しげる 神谷 茂 (1959年9月15日生)	1982年3月 当社入社 2012年5月 当社執行役員 当社広域量販店営業本部長(現任) 2014年7月 当社取締役 2016年5月 当社常務取締役 2019年5月 当社広域流通営業本部 担当(現任) 当社取締役専務執行役員(現任)	普通株式 5,500株 第1種 優先株式 640株	なし
(取締役候補者とした理由等) 神谷茂氏は、主として営業部門を指揮し、これまでコンビニエンスストア・量販店といったチャネルで積極的な営業展開を推進し、取引先との関係強化に尽力しています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
9	ヨウ スケ ジェイ オーシャンブライト ホンジョウ Yosuke Jay Oceanbright Honjo (1966年11月29日生)	1992年3月 当社入社 2001年5月 ITO EN(North America) INC. President & CEO(現任) 2002年7月 当社取締役(現任) 2015年2月 Distant Lands Trading Co. CEO(現任) 2015年11月 ITO EN(Hawaii) LLC CEO(現任) (重要な兼職の状況) ITO EN(North America) INC. President & CEO Distant Lands Trading Co. CEO ITO EN(Hawaii) LLC CEO	普通株式 480,350株 第1種 優先株式 一株	なし
(取締役候補者とした理由等) Yosuke Jay Oceanbright Honjo氏は、すべてのアメリカでの事業をCEOとして指揮し、アメリカ本土のニューヨーク進出時から当社がグローバルな事業経営を推進するために尽力しています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
10	※ ひら た あつし 平田 篤 (1963年7月25日生)	1988年5月 当社入社 2000年12月 当社財務部長 2010年5月 当社執行役員管理本部副本部長 2012年5月 当社執行役員管理本部長 2014年5月 当社常務執行役員人事総務本部長 2016年5月 当社常務執行役員管理本部長 2019年5月 当社専務執行役員管理本部長(現任) 当社内部統制 担当(現任)	普通株式 1,165株 第1種 優先株式 120株	なし
(取締役候補者とした理由等) 平田篤氏は、主として管理部門を指揮し、財務経理・人事総務分野における豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、新たに取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
11	たぐち もり かず 田口守一 (1944年1月23日生)	1975年4月 愛知学院大学法学部専任講師 1984年1月 同大学法学部教授 1995年4月 早稲田大学法学部教授 2004年4月 同大学大学院法務研究科教授 2013年7月 当社社外取締役(現任) 2014年4月 信州大学大学院法曹法務研究科特任教授 2014年4月 早稲田大学名誉教授(現任)  (重要な兼職の状況) 早稲田大学名誉教授	普通株式 1,800株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由等) 田口守一氏は、長年にわたり法務の研究をされ、専門的な知見と様々な経験を有しており、取締役会において適切な助言をしていただいています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き社外取締役候補者としました。				
12	うす い ゆう いち 白井祐一 (1951年9月23日生)	1976年10月 警視庁入庁 1994年2月 同庁第七機動隊副隊長 2005年10月 同庁人事第二課長 2010年2月 同庁地域部長 2011年4月 ヤマト運輸株式会社入社 人事総務部部长 2012年4月 同社執行役員CSR推進部長 2014年4月 同社常務執行役員 2015年4月 同社取締役常務執行役員 2018年4月 同社取締役 2018年6月 うすい事務所代表(現任) 2018年7月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) うすい事務所代表	普通株式 600株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由等) 白井祐一氏は、長年における警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、物流企業にて直接会社経営にも関与してきました。その多様な経験と見識を当社の経営に活かし、取締役会において適切な助言をしていただいています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き社外取締役候補者としました。				
13	た なか ゆたか 田中豊 (1947年6月5日生)	1966年4月 札幌国税局入局 2003年7月 東京上野税務署長 2006年7月 高松国税不服審判所長 2007年7月 国税庁長官官房付 2007年8月 田中税理士事務所所長(現任) 2013年7月 当社社外監査役 2019年7月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 田中税理士事務所所長	普通株式 4,500株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由) 田中豊氏は、税理士としての専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有しております。社外監査役就任時より、取締役会において適切な助言をしていただいています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き社外取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
14	<p>※ 高野秀夫 (1951年7月25日生)</p>	<p>1977年4月 東京商工会議所入所 2006年4月 東京商工会議所総務統括部長 2009年4月 東京商工会議所理事・事務局長 2012年4月 東京商工会議所常務理事 2015年11月 一般財団法人日本民族工芸技術保存協会理事(現任) 2016年6月 東京商工会議所常任参与 2020年3月 東京商工会議所退任 (重要な兼職の状況) 一般財団法人日本民族工芸技術保存協会理事長</p>	<p>普通株式 一株 第1種 優先株式 一株</p>	<p>なし</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由等) 高野秀夫氏は、長年東京商工会議所において様々な企業の経営支援に深く参画されてきました。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役として客観的に経営の監督を行っていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。</p>				

- (注)1. ※印は、新任取締役候補者であります。
- 田口守一氏、白井祐一氏、田中豊氏及び高野秀夫氏は、社外取締役候補者であります。
  - 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について  
田口守一氏は、大学及び大学院教授として法務の研究に長年にわたり携わっており、専門的な知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。  
田中豊氏は、税理士として専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。  
高野秀夫氏は、長年東京商工会議所において様々な企業の経営支援に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  - 田口守一氏、白井祐一氏及び田中豊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田口守一氏が7年、白井祐一氏が2年、田中豊氏が1年となります。
  - 当社は田口守一氏、白井祐一氏及び田中豊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、田口守一氏、白井祐一氏及び田中豊氏の再任及び高野秀夫氏の選任が承認された際には、当該契約を継続及び締結する予定であります。
  - 田口守一氏、白井祐一氏及び田中豊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、高野秀夫氏も要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役高澤嘉昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
たか さわ よし あき 高澤嘉昭 (1934年4月11日生)	1959年4月 最高裁判所司法研修所入所 1961年4月 金沢地裁裁判官 1964年4月 神戸地裁尼崎支部裁判官 1967年4月 大阪地裁裁判官 1971年4月 裁判官を退官、弁護士登録 1971年4月 高澤嘉昭法律事務所開業 代表(現任) 1991年7月 当社社外監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 高澤嘉昭法律事務所代表	普通株式 76,000株 第1種 優先株式 34,000株	なし

(社外監査役候補者とした理由等)

高澤嘉昭氏は、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わり、弁護士としての専門的な知見ならびに幅広い知識と経験に基づいた的確な助言と監査をしていただいております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 高澤嘉昭氏は、社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について  
高澤嘉昭氏は、弁護士として企業法務の実務に長年携わり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 当社は高澤嘉昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 高澤嘉昭氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって29年となります。
5. 高澤嘉昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が続いておりましたが、2020年1月以降は世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化しており、極めて厳しい状況となりました。個人消費におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に減少しており、先行き不透明な状態が続くと想定されます。

飲料業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、消費者の根強い節約志向の継続や自然災害の影響もあり、事業環境は依然として極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社グループを取り巻く全てのお客様に対し「お客様が今でもなお何を不満に思っているのか」を常に考え、一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,833億60百万円（前期比4.1%減）、営業利益199億40百万円（前期比12.6%減）、経常利益194億32百万円（前期比16.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益77億93百万円（前期比46.1%減）となりました。

なお、特別損失として、Distant Lands Trading Co.ののれんの減損損失等として52億75百万円、「令和元年台風第19号」などによる災害関連費用として68百万円を計上しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### <リーフ・ドリンク関連事業>

「伊藤園大茶会」「おいしいお茶のいれ方セミナー」などを通じて、季節に応じたおいしいお茶のいれ方、お茶の楽しみ方を提案してまいりました。急須で入れるリーフ製品だけでなく、ティーバッグや水でもお湯でもすぐに溶ける粉末タイプなど、手軽にご賞味いただける簡便性製品についても積極的にご提案し、日本茶の魅力をお伝えしてまいりました。

「お〜いお茶」ブランドでは、2019年8月に、これまでの味わいはそのままに、ガレート型カテキンの働きで「体脂肪を減らす」機能性表示食品となった「お〜いお茶

濃い茶」が、下半期の販売実績で前年の1.6倍と好調に推移しております。

また、2019年5月に「最大のナチュラルヘルシーRTD緑茶飲料（最新年間売り上げ）」販売実績世界一としてギネス世界記録™に認定されました「お～いお茶」ブランドは、本年も同記録名において販売実績2年連続世界一として改めて認定\*されました。これからも「もっと身近な“日本”のお茶」として愛されるよう、地域に密着した取組みを大切にし、お茶のリーディングカンパニーとしてさまざまな形でお茶の魅力を発信するなど、「世界のティーカンパニー」を目指してまいります。

その他飲料としては、ノンカフェイン茶系飲料No.1ブランドである「健康ミネラルむぎ茶」は、夏の暑さ対策はもちろんのこと、1年を通してミネラルと水分補給できる飲料として、コーヒー飲料である「TULLY'S COFFEE」は、スペシャルティコーヒーショップ「タリーズコーヒー」で味わうようなおいしさでご好評をいただいております。

海外におきましては、和食や抹茶の世界的ブームや健康志向の高まりを背景に、米国、中国を中心に「グローバルブランド」で展開するリーフ製品「MATCHA GREEN TEA」やドリンク製品「お～いお茶」などの積極的な販売を行ってまいりました。

この結果、売上高は4,440億71百万円（前期比4.1%減）営業利益は187億83百万円（前期比5.2%減）となりました。

※ 認定数値：\$1,882,900,000（推定） 第三者のグローバル調査データに基づく

#### <飲食関連事業>

タリーズコーヒージャパン(株)におきましては、2020年2月に「アーモンドブラリネソイラテ」を発売、豆乳で作ったホイップクリームをトッピングした“オールソイ”のドリンクとしてご好評をいただきました。また、同年3月にはパートナー農園であるバウ農園と協働で育てた「タリーズブラジル フェゼンダバウ」3種も好調に推移しました。新規出店も順調に進み、総店舗数は747店舗になりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、お客様と従業員（フェロー）の安全を最優先に考え、緊急事態宣言の発出を受けて9割以上の店舗で臨時休業及び時短営業の対応を行うなど、感染予防対策の徹底・強化を講じてまいりました。しかしながら、緊急事態宣言の発出に伴う営業及び不要不急の外出の自粛が、当第4四半期会計期間の業績に大きな影響を与えました。

この結果、売上高は327億98百万円（前期比5.1%減）営業利益は17億25百万円（前期比50.8%減）となりました。

#### <その他>

売上高は64億90百万円（前期比3.9%減）営業利益は6億56百万円（前期比14.9%減）となりました。

## (2) セグメント別売上高

(単位：百万円)

	第 54 期 (2018年 5月1日から 2019年 4月30日まで)		第 55 期 (2019年 5月1日から 2020年 4月30日まで)		前 期 比 額 (△は減)	前 期 比 率 (△は減)
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比		
リーフ・ドリンク関連事業	462,841	91.8	444,071	91.9	△18,769	△4.1
飲 食 関 連 事 業	34,555	6.9	32,798	6.8	△1,757	△5.1
そ の 他	6,756	1.3	6,490	1.3	△266	△3.9
合 計	504,153	100.0	483,360	100.0	△20,793	△4.1

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 上記売上高数値につきましては、セグメント間取引を相殺消去しております。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、99億円であります。その主なものは次のとおりです。

会社名	主な設備内容
当社	自動販売機等
伊藤園産業(株)	製造設備等
タリーズコーヒージャパン(株)	新店舗設備等

## (4) 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行との間でシンジケーション方式により総額100億円のコミットメントライン契約を締結する他、取引銀行4行と総額65億円の当座貸越契約を締結しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは今後、法令及び社会的規範の遵守、製品の安全性並びに品質管理体制等、企業の社会的責任に消費者の厳しい目が向けられるなか、経営理念であります「お客様第一主義」を徹底し、企業価値を高め、一層の株主価値を向上させるために、以下の項目を中心に取り組んでまいります。

### ① ブランドの確立

#### 1. 製品開発

当社は、「自然・健康・安全・良いデザイン・おいしい」を製品開発コンセプトに、全社員が「STILL NOW（お客様が今でもなお何を不満に思っているか）」を考え、当社独自の提案制度であるVoice制度（お客様のご不満やご要望を製品開発に取り入れる提案制度）を活用し、積極的に新製品の開発及び既存製品の改良を行っております。今後もVoice制度を積極的に活用し、お客様のニーズに即した製品開発・改良に努めてまいります。

#### 2. 研究開発

当社製品開発コンセプトの内、特に「健康」、「安全」、「おいしい」に重点をおいて、基礎・応用研究を進めております。当社が提供する製品が、人々の健康維持に有用であることを、様々な試験を通じて検証し、常に最新情報を発信し続けます。更に健康価値を表示できる特定保健用食品や機能性表示食品の開発にも力を注いでいきます。また飲料のおいしさに関与する成分研究、物性に関する研究を進め、より優れた製品開発に向けて、技術提案を行ってまいります。

#### 3. ブランド強化政策

『伊藤園』という「総称ブランド」を軸に、「お〜いお茶」「健康ミネラルむぎ茶」「TULLY'S COFFEE」「1日分の野菜」などの「個別ブランド」の強化を図ってまいります。

特に主力製品であります「お〜いお茶」につきましては、1985年の発売から続いている原料と製法にこだわり、無香料・無調味の自然のままのおいしさを引き出し、お客様へご提供してまいります。また、緑茶飲料が様々な飲用シーンでお楽しみいただけるよう、容量、容器バリエーションの充実を図るとともに、緑茶飲料を初めて発売した当社ならではの技術力で、季節に合わせた製品や「玉露・濃い茶・ほうじ茶・抹茶入り・玄米茶」など、茶葉の特徴を取り入れ、飲用価値を訴求した製品を発売し、緑茶飲料のNo.1ブランドに甘んずることなく、清涼飲料のNo.1ブランドを目指し、より一層のブランド強化に努めてまいります。今後も品揃えを強化し、お客様にご満足いただける本物のおいしさをご提供してまいります。

## ② 営業基盤の強化

### 1. ルートセールス

ルートセールスとは、「製品、サービスをお客様へ直接ご提供する販売システム」のことであります。当社はこのシステムを採用することにより、当社とお客様をダイレクトに結びつけ、地域に密着した営業活動を展開しております。

また、機能性、携帯性に優れたルートセールス担当営業員用のポータブル端末を活用することで、お客様に効率的かつ的確なサービスをご提供できるよう努めております。

### 2. お客様へのサービスの強化

これまででもルートセールスにより、お客様へのサービスに努めてまいりましたが、連結中長期の目標経営指標を達成するための確固たる営業基盤を築くため、新しいお客様の開拓に努めるとともに、既存のお客様への訪問サービスの強化を行っております。また、お客様のご不満を聞き、お客様にご満足していただける製品開発や魅力的な売り場づくりなど、総合的なご提案をルートセールスにより行っております。

## ③ 総コストの削減

### 1. 委託生産方式

飲料製品におきましては、「ファブレス（fabless 工場を持たない）」方式により、設備投資リスクの軽減を図り、市場環境の変化に迅速に対応できる体制にしております。

また、全国を5つの地域に分けて生産管理を行う5ブロック生産体制を敷くことにより、迅速な製品供給を行うとともに、物流の効率化も可能となっております。

### 2. 原材料調達力の強化

当社は、緑茶のトップメーカーとして国内荒茶生産量の約4分の1を取扱い、長年にわたり生産者との信頼関係を築き上げた結果、高品質の原料茶を安定的に確保できる極めて強力な原料調達力を持っております。また、これまで蓄積したノウハウと高い製造技術により、高品質の飲料用原料茶を自社製造で調達することができる飲料メーカーであります。国内では就農者の高齢化と後継者不足のため、就農人口、茶園面積の減少が進んでおります。そこで当社は今後特に需要の増大が見込まれる飲料用原料茶を主体に、九州地区を中心に茶産地育成事業を行っております。苗木の選定から茶園づくり、そしてその茶園を機械化、IT化により低コストで管理できる栽培及び荒茶加工ノウハウを、当社が農家に対し提供することで、生産性と環境保全を両立した茶園経営を推進し、より高品質な原料茶の安定調達を目指すとともに、耕作放棄地の活用及び生産農家の後継者育成並びに雇用の創出など茶業界と地域の活性化にも寄与しております。

#### ④ 海外事業の強化

連結子会社であるITO EN (North America) INC. が、米国における緑茶市場の創造と開拓を進めるため、全米のナチュラルフードマーケットやナショナルチェーン店等に対し営業活動を行い、本物の緑茶を米国に普及させると同時に、「ITO EN」ブランドの確立を図っております。緑茶ティーバッグにつきましては、これまで米国市場には無かった高品質の緑茶ティーバッグとして、お客様に大変なご好評をいただくとともに、緑茶市場の拡大に大きく貢献しており、今後も強化してまいります。また中国、東南アジアにつきましても販売強化をすすめてまいります。

#### ⑤ ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みの強化

外部環境は大きく変化しており、当社グループが持続的成長をしていくためには、財務面だけでなく、非財務面での取り組みや戦略の重要性がますます高まっています。廃プラスチック問題、気候変動、水資源問題や持続可能な農業、サプライチェーンを含む人権等の社会課題に適切に対応し、中長期的な企業価値の向上を実現していかなければなりません。

環境保全におきましては、環境行動方針を基本に環境中期目標を設定し、目標達成に向けて積極的に取り組むとともに、気候変動への対応を推進しております。また、環境活動の持続的な改善に有効な手段として、ISO14001に沿った環境マネジメントシステムを導入し、全社全部門において認証を取得しております。廃プラスチック問題につきましては、PETボトルの軽量化などに加え、2030年をめどに、「お〜いお茶」ブランドで使用するすべてのPETボトルを『100%リサイクルPETボトル』に切り替える目標を掲げ、資源循環に取り組んでいます。

人権等の社会課題につきましては、2020年3月に「伊藤園グループ人権方針」を策定し公表いたしました。

当社グループの経営理念であります「お客様第一主義」のもと、社会に求められる企業としてESGへの取り組みを強化し、「世界のティーカンパニー」の実現に向けて、新たな食文化の創造と生活提案を行い、社会課題解決と企業価値の両立を目指すCSV（共有価値創造）経営を実践してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	2016年度 第 52 期	2017年度 第 53 期	2018年度 第 54 期	2019年度 第 55 期 (当連結会計年度)
売 上 高		475,866百万円	494,793百万円	504,153百万円	483,360百万円
経 常 利 益		21,524百万円	21,441百万円	23,211百万円	19,432百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益		13,693百万円	12,553百万円	14,462百万円	7,793百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益		108円77銭	99円79銭	116円02銭	61円53銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益		118円73銭	109円75銭	126円00銭	71円53銭
総 資 産		302,405百万円	301,167百万円	303,981百万円	290,651百万円
純 資 産		136,709百万円	143,750百万円	150,923百万円	149,695百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産		1,105円09銭	1,165円80銭	1,229円28銭	1,221円92銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産		1,110円09銭	1,170円80銭	1,234円28銭	1,226円92銭

## ② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	2016年度 第 52 期	2017年度 第 53 期	2018年度 第 54 期	2019年度 第55期(当期)
売 上 高		371,831百万円	383,212百万円	394,495百万円	377,787百万円
経 常 利 益		17,460百万円	17,142百万円	18,600百万円	18,142百万円
当 期 純 利 益		12,095百万円	12,069百万円	13,282百万円	13,148百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益		95円76銭	95円84銭	106円33銭	105円69銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益		105円72銭	105円80銭	116円31銭	115円69銭
総 資 産		272,676百万円	270,770百万円	270,427百万円	266,436百万円
純 資 産		130,546百万円	137,199百万円	142,830百万円	147,918百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産		1,063円94銭	1,121円29銭	1,172円01銭	1,217円27銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産		1,068円94銭	1,126円29銭	1,177円01銭	1,222円27銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて計算しております。

## (7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
伊藤園産業株式会社	300百万円	100.0%	茶類製造販売
株式会社伊藤園関西茶業	10百万円	100.0%	茶類製造販売
タリーズコーヒージャパン株式会社	100百万円	100.0%	飲食店の経営及びフランチャイズによる飲食店の運営
チチャス株式会社	100百万円	100.0%	乳類の処理加工販売、発酵乳等の製造販売
ネオス株式会社	80百万円	76.7%	飲料販売
ITO EN (North America) INC.	17,080万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売
Distant Lands Trading Co.	8,375万US\$	[100.0%]	コーヒー豆の栽培、調達、加工、製造、焙煎、販売等
ITO EN (Hawaii) LLC	2,880万US\$	[100.0%]	飲料製造販売
ITO EN AUSTRALIA PTY, LIMITED	2,670万 A \$	100.0%	茶葉製造販売
ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.	2,550万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売

(注) 当社の出資比率の〔 〕につきましては、間接所有割合であります。

上記重要な子会社を含み連結子会社は、31社となっております。

## (8) 主要な事業内容

当社グループは、国内外で緑茶などの茶葉（リーフ）製品及び茶系飲料、野菜飲料、コーヒー飲料をはじめとする飲料（ドリンク）製品の製造、仕入れ、販売を主要な事業とし、販売方法は、主としてルートセールスを中心に行っております。その他に、飲食関連事業を展開しております。

## (9) 主要拠点等

事業所		所在地等
当社	本社	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
	営業拠点	全国30地区196拠点
	店舗	全国122店舗
	工場	静岡相良工場（静岡県牧之原市） 神戸工場（兵庫県神戸市） 浜岡工場（静岡県御前崎市） 福島工場（福島県福島市） 沖縄名護工場（沖縄県名護市）
	研究所	中央研究所（静岡県牧之原市）
子会社	国内営業拠点	ネオス(株)全国62拠点他
	海外営業拠点	ITO EN(North America) INC. (アメリカ) Distant Lands Trading Co. (アメリカ) ITO EN(Hawaii) LLC (アメリカ) ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. (シンガポール) 他
	店舗	タリーズコーヒージャパン(株) 全国747店舗
	国内生産拠点	伊藤園産業(株)（静岡県牧之原市） (株)伊藤園関西茶業（兵庫県神戸市） チチヤス(株)（広島県廿日市市）他
	海外生産拠点	ITO EN AUSTRALIA PTY.LIMITED (オーストラリア) Distant Lands Trading Co. (アメリカ) 他

## (10) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員数

従業員数		前期末比増減
男性	6,859名	26名減
女性	1,479名	95名増
合計	8,338名	69名増

(注) 上記の従業員数には他社への出向者10名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）11,128名を含んでおりません。また、他社からの出向者1名を含んでおります。

## ② 事業報告作成会社の従業員数

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	4,793名	35名減	39.3歳	15.8年
女性	610名	29名増	34.7歳	10.5年
合計又は平均	5,403名	6名減	38.8歳	15.2年

(注) 上記の従業員数には、他社への出向者117名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）1,991名を含んでおりません。また、他社からの出向者1名を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 200,000,000株  
第1種優先株式 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 89,212,380株 (自己株式数 1,023,467株)  
第1種優先株式 34,246,962株 (自己株式数 1,192,090株)
- (3) 当事業年度末の株主数 普通株式 44,775名 (前期末比 1,383名減)  
第1種優先株式 61,599名 (前期末比 611名増)

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数			合計株式 出資比率
	普通株式	第1種優先株式	合計株式	
グリーンコア株式会社	17,403千株	5,893千株	23,297千株	19.22%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	7,585	—	7,585	6.26
公益財団法人本庄国際奨学財団	5,200	1,560	6,760	5.58
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	3,795	89	3,884	3.20
本 庄 八 郎	2,446	882	3,329	2.75
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 4 1 0 4	—	3,304	3,304	2.73
伊藤園従業員持株会	2,090	268	2,358	1.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	2,137	—	2,137	1.76
ザ バンク オブ ニューヨーク メロ ン(インターナショナル) リミテッド 1 3 1 8 0 0	2,098	—	2,098	1.73
東洋製糖グループホールディングス株式会社	1,955	126	2,081	1.72

- (注) 1. 上記のほか、普通株式の自己株式1,023千株、第1種優先株式の自己株式1,192千株、合計の自己株式2,215千株(1.79%)があります。
2. 上記の合計株式出資比率は自己株式を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定及び定款の定めにより、以下のとおり市場買付にて普通株式の自己株式を取得いたしました。

2019年6月3日開催の当社取締役会決議に基づく自己株式の取得

- ①取得期間 2019年6月6日から2019年6月20日まで
- ②取得した株式の総数 380,000株(普通株式の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.43%)
- ③株式の取得価額の総額 1,993百万円

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	株式会社伊藤園 第2回新株予約権	株式会社伊藤園 第10回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	5名	1名
当社監査役	1名	－名
発行決議の日	2004年7月28日	2015年10月27日
新株予約権の行使期間	2004年9月1日 ～2034年8月31日	2016年9月1日 ～2021年8月31日
新株予約権の数	960個	12個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	249,600株	1,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

名称	株式会社伊藤園 第11回新株予約権	株式会社伊藤園 第12回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	2名	4名
当社監査役	－名	－名
発行決議の日	2016年10月27日	2017年10月26日
新株予約権の行使期間	2017年9月1日 ～2022年8月31日	2018年9月1日 ～2023年8月31日
新株予約権の数	25個	53個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,500株	5,300株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

名称	株式会社伊藤園 第13回新株予約権	株式会社伊藤園 第14回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	6名	8名
当社監査役	一名	一名
発行決議の日	2018年10月26日	2019年10月25日
新株予約権の行使期間	2019年9月1日 ～2024年8月31日	2020年9月1日 ～2025年8月31日
新株予約権の数	128個	179個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,800株	17,900株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

**(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 庄 八 郎	タリーズコーヒージャパン株式会社 取締役名誉会長 チチャス株式会社 代表取締役会長 ITO EN(North America) INC. Chairman of the Board ITO EN(Hawaii) LLC Chairman of the Board ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Chairman of the Board
代表取締役社長 執行役員	本 庄 大 介	Distant Lands Trading Co. Chairman of the Board ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
代表取締役副社長 執行役員	本 庄 周 介	営業統括本部長 ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役副会長	橋 本 俊 治	コンプライアンス、生産本部、物流本部 担当 伊藤園産業株式会社 監査役 株式会社伊藤園関西茶業 監査役 チチャス株式会社 監査役 ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役副社長 執行役員	渡 辺 實	管理本部、国際本部 担当 ITO EN(North America) INC. Director Distant Lands Trading Co. Director ITO EN(Hawaii) LLC Director ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役役員 専務執行役員	社 三 雄	マーケティング本部 担当 チチャス株式会社 取締役
取締役役員 専務執行役員	中 野 悦 久	生産本部長
取締役役員 専務執行役員	神 谷 茂	広域流通営業本部 担当 広域量販店営業本部長
取 締 役	Yosuke Jay Oceanbright Honjo	ITO EN(North America) INC. President & CEO Distant Lands Trading Co. CEO ITO EN(Hawaii) LLC CEO
取 締 役	田 口 守 一	早稲田大学名誉教授
取 締 役	白 井 祐 一	うすい事務所代表
取 締 役	田 中 豊	税理士、田中税理士事務所所長
常 勤 監 査 役	中 込 修 二	
監 査 役	高 澤 嘉 昭	弁護士、高澤嘉昭法律事務所代表
監 査 役	長 澤 正 浩	公認会計士、長澤公認会計士事務所代表 株式会社東京個別指導学院 社外監査役
監 査 役	宮 嶋 孝	りそなキャピタル株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役田口守一氏、白井祐一氏及び田中豊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高澤嘉昭氏、長澤正浩氏及び宮嶋孝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 監査役高澤嘉昭氏は、弁護士として、財務及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役長澤正浩氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役宮嶋孝氏は、長年の金融機関における経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2019年7月24日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、田中豊氏は監査役を退任し、同日取締役に就任しております。
8. 取締役田口守一氏、白井祐一氏、田中豊氏、監査役中込修二氏、高澤嘉昭氏、長澤正浩氏及び宮嶋孝氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。
9. 当事業年度以降の取締役及び監査役の異動  
当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
報酬等の額 (うち社外役員)	名 12 (3)	百万円 586 (29)	名 6 (4)	百万円 46 (32)	名 18 (7)	百万円 633 (62)	注2

- (注) 1. 上記は、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）2名37百万円を含んでおります。
2. 株主総会の決議による報酬限度額は、取締役月額100百万円（1992年7月29日開催第27回定時株主総会決議）、監査役月額6百万円（1992年7月29日開催第27回定時株主総会決議）であります。なお、取締役に支払った報酬は、金銭支給の確定額（会社法第361条第1項第1号）、監査役に支払った報酬は、監査役協議に基づく確定額（会社法第387条第2項）であります。
3. 当事業年度末現在の人員は取締役12名、監査役4名であります。
4. 上表の支給人員には、2019年7月24日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれています。
5. 2019年7月24日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任し取締役に就任した田中豊氏につきましては、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。
6. 上記報酬等の他、社外取締役を除く取締役8名に対しストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は、86百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

重要な兼職先である法人等と当社との関係につきましては、27頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」の(注) 3.に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
取締役	田口守一	13回/14回	－	法務に関して専門的な知見を有しており、社外の立場から経営に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして経営の適法性についての助言をしております。
取締役	臼井祐一	13回/14回	－	長年における警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の立場から経営に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして経営を監督しております。
取締役	田中豊	13回/14回	4回/4回	主に税理士として専門の見地から、当社の経営上 有用な指摘、意見を頂いております。
監査役	高澤嘉昭	14回/14回	15回/15回	主に弁護士として専門の見地から、当社の経営上 有用な指摘、意見を頂いております。
監査役	長澤正浩	13回/14回	14回/15回	主に公認会計士として専門の見地から、当社の経 営上有用な指摘、意見を頂いております。
監査役	宮嶋孝	11回/11回	11回/11回	長年の金融機関における経験から、当社の経営上 有用な指摘、意見を頂いております。

- (注) 1. 取締役田口守一氏、臼井祐一氏、田中豊氏、監査役高澤嘉昭氏及び長澤正浩氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 2019年7月24日に監査役を退任し、同日取締役に就任した田中豊氏につきましては、取締役及び監査役の在任期間中に開催した取締役会を対象とした出席回数、監査役退任までに開催した監査役会を対象とした出席回数であります。
3. 2019年7月24日より就任した監査役宮嶋孝氏につきましては、就任以降に開催した取締役会及び監査役会を対象とした出席回数であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	69百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	124百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積り算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外にコンサルティング業務についての対価を支払っております。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

## 6. 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制と運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたしております。

なお、金融商品取引法の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」の規定に基づき、有価証券報告書と併せて内部統制報告書を提出するため及び会計監査人の監査証明を受けるため、グループ会社も含めて内部統制システムが適切に運用されるよう、整備・運用体制を構築いたしております。

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念は、お客様第一主義であります。伊藤園グループ基本綱領の中で、伊藤園グループは企業の永続的な成長・発展と企業価値を高めるため、国・地域社会・消費者・株主・販売先・仕入先・金融機関等の利害関係者と協調し、企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹としております。

この経営理念が、当社グループの企業倫理の基本的な考え方であり、コーポレート・ガバナンスを支える不変の真理であります。当社はこの理念に基づき、全ての利害関係者の利益に沿い信頼に応え、持続可能な社会の実現に向けた経営を役員及び全従業員一丸となって積極的に推し進めます。

適切なコーポレート・ガバナンスを実現するために、監査役会設置会社である当社は、監査役がグループ会社の代表取締役あるいは担当取締役または従業員に対し、営業の状況、意思決定のプロセス等の確認を行い、監査を実施しております。また外部有識者である社外監査役及び社外取締役の意見を経営に真摯に反映させることで透明性を高めております。

監査役は、取締役会に出席し、会社全般または、個別案件ごとに客観的、かつ公平に意見を述べるとともに監査役会での監査方針に従い取締役の業務執行を監査しております。

### (2) 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制に係る伊藤園グループ行動規範・行動基準の手引きを取締役会において決議し、当社企業グループの取締役及び従業員等が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範・行動基準としております。
- ② 社長より任命された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及び当該委員会の運営事務局をコンプライアンス室に置き、伊藤園グループ行動規範・行動基準に基づき伊藤園グループのコンプライアンス体制の実効性を高め

ます。

- ③ 法令、その他コンプライアンスに反する行為について、従業員等が直接情報を提供できる方法として、社内、社外に通報窓口を設けております。

### (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令、社内規程に定める取締役の職務執行に係る情報の保存期間中は、検索可能な状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し取締役及び監査役による閲覧が可能な状態を維持しております。
- ② 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定める各文書の種類によります。

### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクを以下のとおり認識し、リスク担当部署を定め、規程、規則及びガイドラインを策定すると共に、横断的なリスク管理体制を構築しております。
  1. コンプライアンス上のリスク  
伊藤園グループ行動規範・行動基準により、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス室を中心として全社的なコンプライアンス教育を実施し推進しております。
  2. 情報セキュリティ上のリスク  
情報保護に関しては、個人情報保護方針を定めており、個人情報の漏洩を未然に防止すると共に、業務上の情報管理については、コンピュータのセキュリティを強化し、情報の漏洩及び不正アクセスを防止いたします。
  3. 品質及び環境上のリスク  
製品管理基準・ガイドラインを定め品質、製品の安全性の向上及び製造物責任の対応等を含め、組織的な管理体制を構築しております。  
環境上のリスクに関しましては、環境マネジメントシステムの管理手法により環境リスクへの対応を、全社的な環境問題として取り組んでおります。
  4. 財産保全上のリスク  
債権管理基準に従い与信管理及び債権回収管理を徹底し、取引先倒産による貸倒損失の発生を未然に防止するよう努めております。また、製品、原料、資材等棚卸資産管理に努め不良在庫等の発生を未然に防止する体制整備に取り組んでおります。
  5. 災害及び事故のリスク  
災害対策委員会において、BCP（事業継続計画）の見直しを図り、災害時の被害を最小限に止めるべく取り組んでおります。

- ② 不測の事態発生時には、社長を本部長とする対策本部を設置して、迅速な対応を行い被害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整えております。

#### (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会及び執行役員会を当該体制の基礎とし、原則毎月1回定期に行うほか、必要に応じて臨時に開催しております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び職務権限規程に従い、各担当部門が実施し担当取締役は必要に応じて確認を行っております。

#### (6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社におけるコンプライアンス体制を確保するため、伊藤園グループ行動規範・行動基準に準拠して行動基準等を定めると共に、グループ各社または、当社の法令違反等の行為について直接従業員等が当社に情報提供する手段として社内、社外に通報窓口を整備しております。
- ② グループ会社の経営管理については、関係会社管理規程により管理体制及び管理基準を定め、定期的に開催される報告会により報告・審査されると共に、重要事項の決定等に際しては当社取締役会の決議を得て行う体制となっております。
- ③ 内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を社長に報告しております。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員については、監査役が必要とする員数を当社の従業員の中から監査役補助者として任命し、監査役の指揮命令下に置き、その指示の実効性を確保しております。

#### (8) 当社企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社企業グループの取締役及び従業員は、業務執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要な課題につき適宜に監査役に報告を行います。
- ② 監査役は必要に応じて当社企業グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。また、監査役に報告をした当社企業グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

## (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社長、内部監査部門及び会計監査人と相互に情報、意見交換を行い監査業務の充実が図れる体制となっております。
- ② 監査役は、当社内部統制の体制整備及び運用に問題があると認めるときは、取締役会で意見を述べると共に、改善策の実行及び報告を求めることができます。
- ③ 伊藤園グループでの法令違反その他コンプライアンス上の問題については監査役に適宜に報告される体制を確保いたします。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは当該費用又は債務を適切に処理いたします。

## (10) 運用状況の概要

コンプライアンス行動規範を定めた伊藤園グループ行動規範を日常の業務運営の指針とし、役員及び社員にハンドブックを配布し周知を図るとともにコンプライアンスに関する教育を適宜行いました。

当社は、社長より任命された取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を5回及び内部統制推進委員会を6回開催し、当社のコンプライアンス体制ならびに内部統制上の課題とその対応策について横断的な確認と議論を行いました。

情報セキュリティについては、電子情報資産の適切な保存・管理のため、情報セキュリティ基本規程を定め運用しております。

品質リスクについては、製品リスク対策委員会を6回開催し、当社製造物もしくは販売物におけるリスクとその対応策について審議しました。

当期は取締役会を14回、執行役員会を11回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともにグループ各社の職務執行の監督を行いました。社外監査役を含め、監査役は取締役会に出席しております。また、常勤監査役は執行役員会に出席しております。

内部監査部門では、当社及びグループ会社を監査し、監査結果を社長ならびに監査役会に報告のうえ、必要に応じて改善指導を行いました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点において買収防衛策を導入しておりません。その理由としまして、買収防衛策が必ずしも有効に機能するとは限らなく、かつ導入により株価が下がり、かえって買収リスクを高めかねないと思われるためです。すべてのステークホルダーとの関係を密にして、業績を上げかつ当社を深く理解していただき、企業価値を常に高めることが最大の買収防衛策と考えております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針のもと、中間配当金は、普通株式1株当たり20円、第1種優先株式1株当たり25円とさせていただきます。

また、当期の年間配当金は、中間配当金とあわせて、普通株式1株当たり40円、第1種優先株式1株当たり50円とさせていただく予定であります。

また、当事業年度において、普通株式の自己株式380千株（取得価額総額1,993百万円）を取得いたしました。

なお、内部留保は、企業価値を高めるための投資等に活用し、企業価値の増大、すなわち株主の皆様の投資価値の増大に努め、将来の事業発展を通じて積極的に還元させていただく所存であります。

---

（注） 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>142,266</b>	<b>流動負債</b>	<b>56,147</b>
現金及び預金	51,927	買掛金	21,255
受取手形	208	短期借入金	5,600
売掛金	41,930	リース債	3,105
商品及び製品	26,332	未払金	355
材料及び貯蔵品	7,566	未払費用	19,340
前払費用	2,146	未払法人税等	2,922
関係会社短期貸付金	2,128	前受収益	14
未収金	9,569	賞与引当金	2,955
その他の金	461	その他の	597
貸倒引当金	△5	<b>固定負債</b>	<b>62,370</b>
<b>固定資産</b>	<b>124,170</b>	社債	10,000
<b>有形固定資産</b>	<b>55,639</b>	長期借入金	38,922
建物	10,766	リース債	4,269
構築物	328	退職給付引当金	8,139
機械及び装置	2,078	再評価に係る繰延税金負債	719
車両運搬具	19	その他の	320
工具器具備品	14,976	<b>負債合計</b>	<b>118,517</b>
土地	15,031	<b>純資産の部</b>	
リース資産	12,197	<b>株主資本</b>	<b>152,810</b>
建設仮勘定	239	資本金	19,912
<b>無形固定資産</b>	<b>1,898</b>	資本剰余金	20,264
借地権	80	資本準備金	5,000
商標権	775	その他資本剰余金	15,264
ソフトウェア	781	<b>利益剰余金</b>	<b>119,133</b>
電話加入権	89	利益準備金	1,320
その他	171	その他利益剰余金	117,812
<b>投資その他の資産</b>	<b>66,632</b>	固定資産圧縮積立金	528
投資有価証券	3,292	別途積立金	100,616
関係会社株	40,976	繰越利益剰余金	16,667
出資	9	<b>自己株式</b>	<b>△6,499</b>
関係会社出資金	1,051	評価・換算差額等	△5,058
関係会社長期貸付金	12,764	その他有価証券評価差額金	994
破産更生債権等	110	土地再評価差額金	△6,053
長期前払費用	126	<b>新株予約権</b>	<b>167</b>
繰延税金資産	3,955	<b>純資産合計</b>	<b>147,918</b>
敷金・保証金	2,335	<b>負債純資産合計</b>	<b>266,436</b>
事業保険掛金	301		
その他の金	1,871		
貸倒引当金	△162		
<b>資産合計</b>	<b>266,436</b>		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		377,787
売上原価		196,810
売上総利益		180,977
販売費及び一般管理費		164,350
営業利益		16,626
営業外収益		
受取利息及び配当金 その他の	2,259 511	2,771
営業外費用		
支払利息	247	
社債利息	22	
為替差損	682	
賃貸建物減価償却費	64	
リース解約損	135	
その他の	103	1,256
経常利益		18,142
特別利益		
投資有価証券売却益 その他の	437 54	492
特別損失		
固定資産廃棄損	65	
投資有価証券評価損	36	
災害による損失	62	164
税引前当期純利益		18,470
法人税、住民税及び事業税	5,422	
法人税等調整額	△101	5,321
当期純利益		13,148

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		資 本 準備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準備	固 定 資産 圧 縮 金	定 積 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金	越 越 益 金
2019年5月1日残高	19,912	20,259	-	20,259	1,320	530	93,616	15,704	111,171			
事業年度中の変動額												
資本準備金の振替		△15,259	15,259	-								-
剰余金の配当								△5,187	△5,187			
別途積立金の積立額							7,000	△7,000				-
固定資産圧縮積立金の取崩額						△1		1				-
当期純利益								13,148	13,148			
自己株式の取得												
自己株式の処分			5	5								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	△15,259	15,264	5	-	△1	7,000	962	7,961			
2020年4月30日残高	19,912	5,000	15,264	20,264	1,320	528	100,616	16,667	119,133			

	株主資本		評価・換算差額等				新 予 約	株 権	純 合 資 産 計
	自己株式	株主資本計	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額	土 地 再 評価 額	地 価 金 評 価 差 額	換 算 差 額 等			
2019年5月1日残高	△4,547	146,795	1,954	△6,053	△4,099		133	142,830	
事業年度中の変動額									
資本準備金の振替		-						-	
剰余金の配当		△5,187						△5,187	
別途積立金の積立額		-						-	
固定資産圧縮積立金の取崩額		-						-	
当期純利益		13,148						13,148	
自己株式の取得	△2,000	△2,000						△2,000	
自己株式の処分	48	54						54	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△959	-	△959		33	△926	
事業年度中の変動額合計	△1,951	6,015	△959	-	△959		33	5,088	
2020年4月30日残高	△6,499	152,810	994	△6,053	△5,058		167	147,918	

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>173,966</b>	<b>流動負債</b>	<b>71,072</b>
現金及び預金	64,813	支払手形及び買掛金	26,447
受取手形及び売掛金	49,168	短期借入金	6,820
商品及び製品	35,710	リース債務	3,979
原材料及び貯蔵品	10,013	未払費用	23,631
未収入金	10,744	未払法人税等	3,220
その他	3,614	賞与引当金	3,783
貸倒引当金	△99	その他	3,190
<b>固定資産</b>	<b>116,685</b>	<b>固定負債</b>	<b>69,884</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>82,986</b>	社債	10,000
建物及び構築物	22,203	長期借入金	38,922
機械装置及び運搬具	6,508	リース債務	5,956
工具器具及び備品	16,250	再評価に係る繰延税金負債	719
土地	22,046	退職給付に係る負債	10,612
リース資産	15,527	その他	3,674
建設仮勘定	449	<b>負債合計</b>	<b>140,956</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>11,570</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	7,875	<b>株主資本</b>	<b>153,907</b>
ソフトウェア	984	資本金	19,912
その他	2,711	資本剰余金	18,646
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,128</b>	利益剰余金	121,848
投資有価証券	3,546	自己株式	△6,499
繰延税金資産	6,082	その他の包括利益累計額	△5,592
その他	12,684	その他有価証券評価差額金	1,232
貸倒引当金	△184	土地再評価差額金	△6,053
<b>資産合計</b>	<b>290,651</b>	為替換算調整勘定	△449
		退職給付に係る調整累計額	△322
		<b>新株予約権</b>	<b>167</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,213</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>149,695</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>290,651</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		483,360
売上原価		250,605
売上総利益		232,755
販売費及び一般管理費		212,814
営業利益		19,940
営業外収入		
受取利息	95	
受取配当金	78	
受取賃貸料	78	
破損製品等賠償金	44	
持分法による投資利益	91	
プリペイドカード失効	136	
その他	324	850
営業外費用		
支払利息	352	
為替差損	646	
リースの解約	153	
その他	205	1,358
経常利益		19,432
特別利益		
固定資産売却益	121	
固定資産受贈益	32	
投資有価証券売却益	437	
受取補償金	48	
その他	5	645
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	104	
減損損失	5,275	
投資有価証券評価損失	42	
災害による損失	68	
その他	218	5,709
税金等調整前当期純利益		14,368
法人税、住民税及び事業税	6,589	
法人税等調整額	△167	6,422
当期純利益		7,945
非支配株主に帰属する当期純利益		152
親会社株主に帰属する当期純利益		7,793

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
2019年5月1日残高	19,912	18,640	119,242	△4,547	153,248
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,187		△5,187
親会社株主に帰属する当期純利益			7,793		7,793
自己株式の取得				△2,000	△2,000
自己株式の処分		5		48	54
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	5	2,605	△1,951	659
2020年4月30日残高	19,912	18,646	121,848	△6,499	153,907

	その他の包括利益累計額										新 予 約	株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	土 地 建 築 物 評価 差 額	地 価 金 為 論 調	換 割 替 算 定	退 引 金 積 立 金	給 付 金 積 立 金	付 調 額	そ の 他 の 利 益 計 算 上 の 損 益 計 算 上 の 損 益	新 予 約	株 権				
2019年5月1日残高	2,279	△6,053		671		△484		△3,586			133	1,127	150,923	
連結会計年度中の変動額														
剰余金の配当													△5,187	
親会社株主に帰属する当期純利益													7,793	
自己株式の取得													△2,000	
自己株式の処分													54	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,047	-	△1,121		162	△2,006				33	85		△1,887	
連結会計年度中の変動額合計	△1,047	-	△1,121		162	△2,006				33	85		△1,227	
2020年4月30日残高	1,232	△6,053		△449		△322		△5,592		167	1,213		149,695	

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社伊藤園  
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊藤園の2019年5月1日から2020年4月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社伊藤園  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加瀬 幸広 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊藤園の2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査並びに内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、また、代表取締役社長とも定期的に意見交換を行ったほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月25日

株式会社 伊藤園 監査役会

常勤監査役 中 込 修 二 ㊟

監 査 役 高 澤 嘉 昭 ㊟

監 査 役 長 澤 正 浩 ㊟

監 査 役 宮 嶋 孝 ㊟

- (注) 監査役高澤嘉昭、長澤正浩並びに宮嶋孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

## 株主総会 会場のご案内

### 会 場 | ホテルセンチュリー静岡5階 センチュリールーム

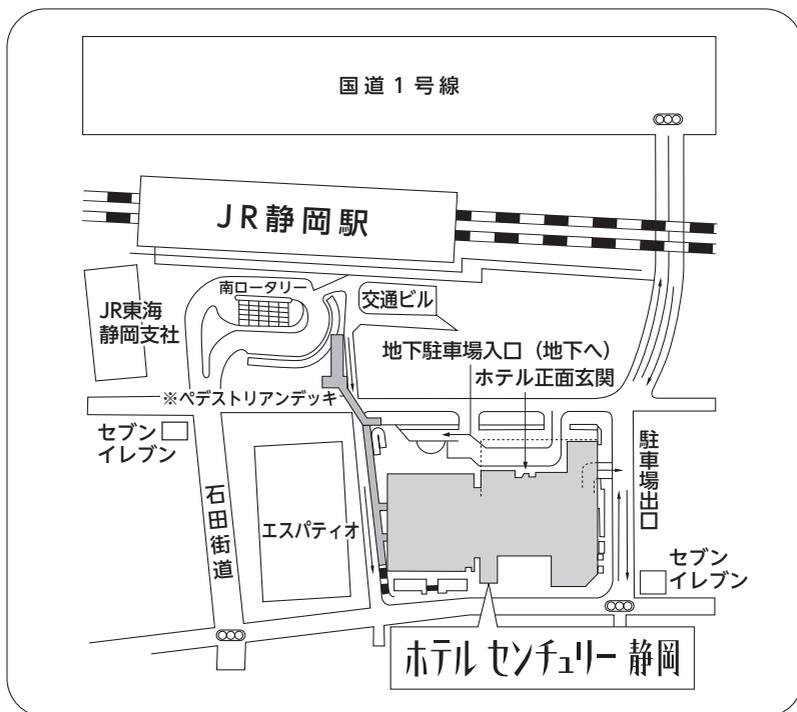
静岡県静岡市駿河区南町18番1号

電話：(054) 284-0111(代)

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、「株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

### 交 通 | ● J R 静岡駅南口より、徒歩1分

※ホテルセンチュリー静岡へは J R 静岡駅南口よりペデストリアンデッキにて、タワー棟2F (西側) から入館できます。



#### NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。